

第48号議案

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例

1. 改正理由

令和4年3月10日付、都市計画決定された「東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区計画」および「武蔵小山賑わい軸地区地区計画」ならびに令和4年4月22日付、都市計画決定された「西五反田七丁目地区地区計画」に定める建築制限を、建築確認申請時の審査対象となるよう、「品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」に位置付け、建築制限の実現性を確実に担保することと、併せて規定整備を行うため、所要の改正を行う。

2. 地区の位置および改正内容

- ・ 東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区 . . . 資料1-1参照
- ・ 武蔵小山賑わい軸地区 . . . 資料1-2参照
- ・ 西五反田七丁目地区 . . . 資料1-3参照

3. 新旧対照表

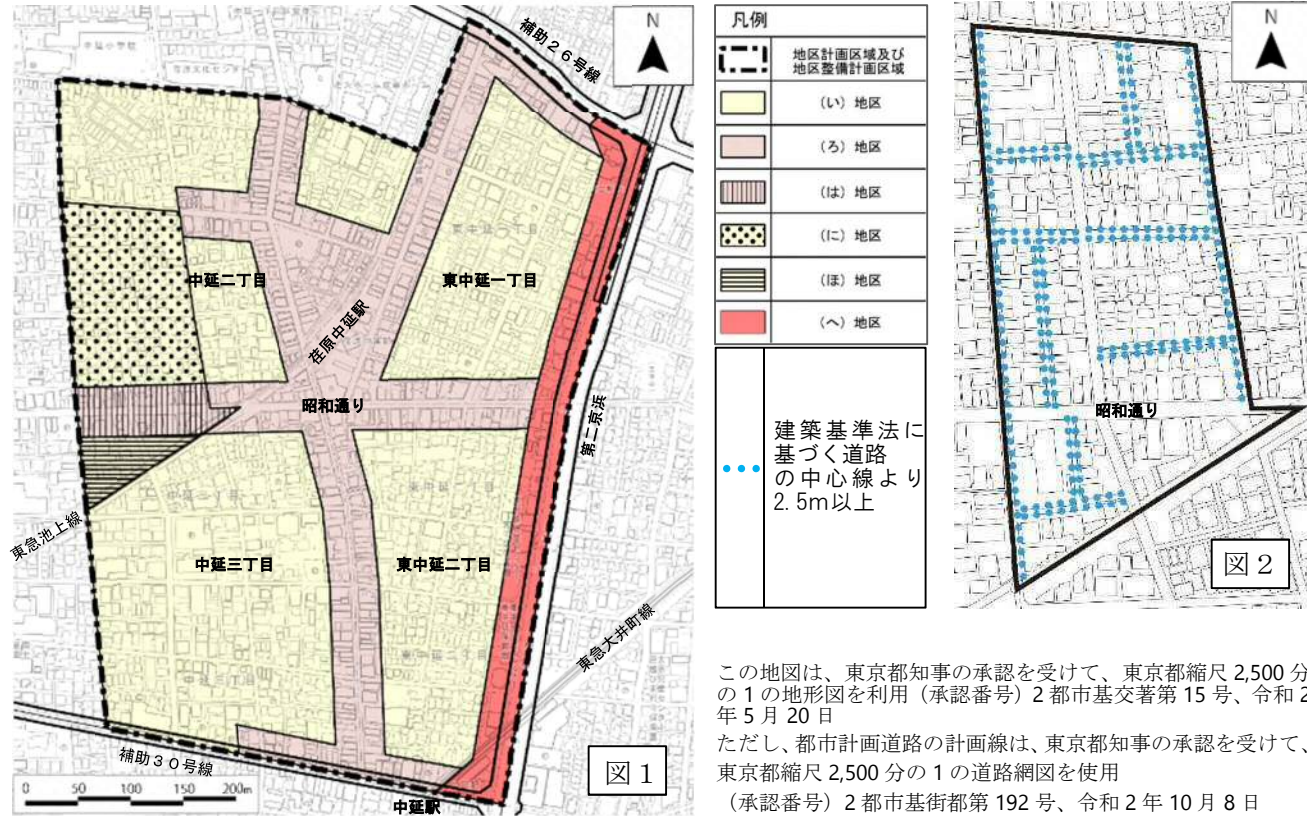
資料2参照

4. 施行期日

公布の日から

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の改正の概要 (東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区整備計画)

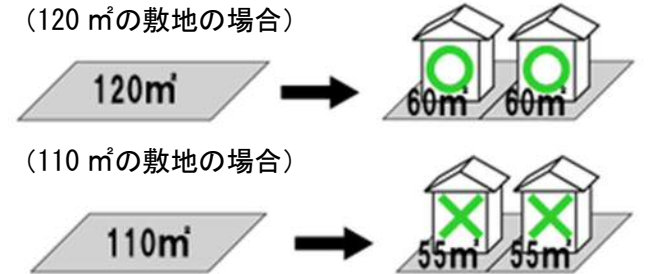
1. 地区の位置



建築物の敷地面積の最低限度

【全地区】

60㎡とする。
ただし、現に建築物の敷地として使用されている60㎡未満の土地や公共施設の整備により60㎡未満となった土地等は除く。



壁面の位置の制限

【(い)・(は)・(に) および (ほ) 地区】

- (い) 地区
建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの真北方向の距離は0.5m以上とする。
- (は)・(に) および (ほ) 地区
建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。

2. 改正内容

当該地区計画の決定により条例に追加する内容

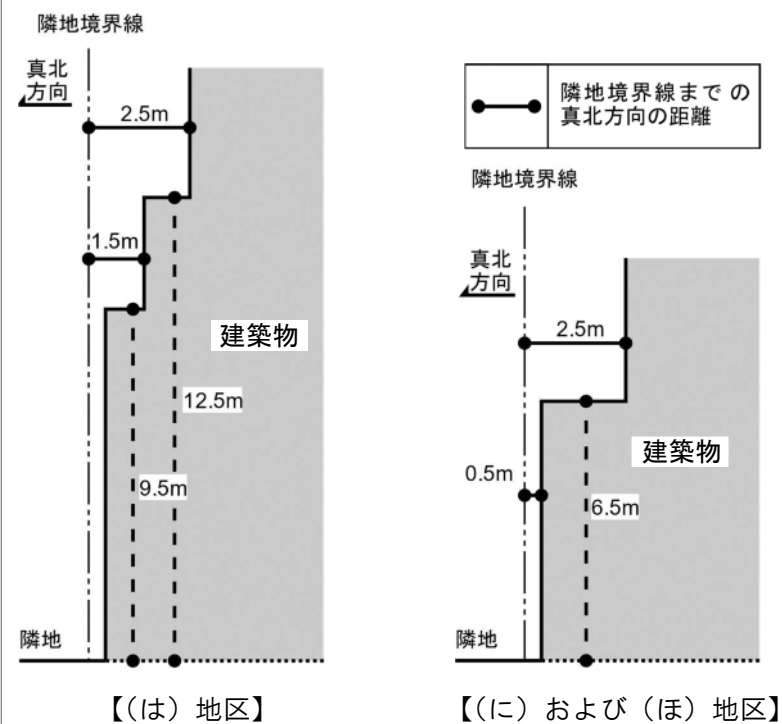
1. 別表第1関係

地区整備計画等の名称	区域
東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区整備計画(令和4年品川区告示第92号)の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

2. 別表第2関係

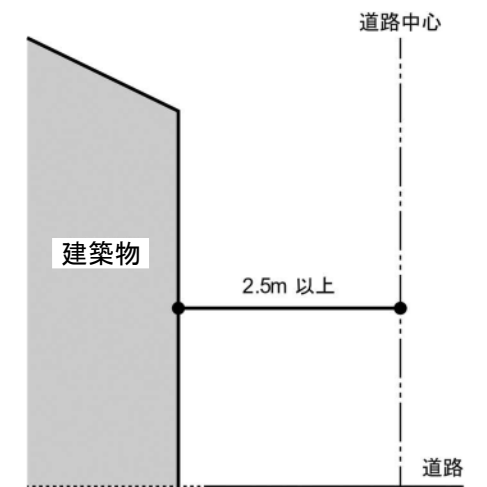
地区整備計画等の名称	計画地区	主な概要
東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区整備計画	【新規追加】(い)地区	①建築物の敷地面積の最低限度 60㎡
		②壁面の位置の制限 隣地境界線までの真北方向の距離は0.5m
		③垣またはさくの構造の制限 道路に面するブロック塀等に対する制限
	【新規追加】(ろ)地区および(へ)地区	①建築物の敷地面積の最低限度 60㎡
		②垣またはさくの構造の制限 道路に面するブロック塀等に対する制限
		③建築物の高さの最高限度 16m(敷地面積200㎡以上の場合19m、敷地面積300㎡以上の場合31m) 一定規模以上の建築物に対する日影制限
	【新規追加】(は)地区	①建築物の敷地面積の最低限度 60㎡
		②壁面の位置の制限 計画図に示す位置
		③建築物の高さの最高限度 10m(敷地面積150㎡以上の場合13m、敷地面積500㎡以上の場合19m) 一定規模以上の建築物に対する日影制限
	【新規追加】(に)地区および(ほ)地区	①建築物の敷地面積の最低限度 60㎡
		②壁面の位置の制限 計画図に示す位置
		③建築物の高さの最高限度 10m(敷地面積150㎡以上の場合13m、敷地面積500㎡以上の場合19m) 一定規模以上の建築物に対する日影制限
		④垣またはさくの構造の制限 道路に面するブロック塀等に対する制限

【隣地境界線沿いの制限】



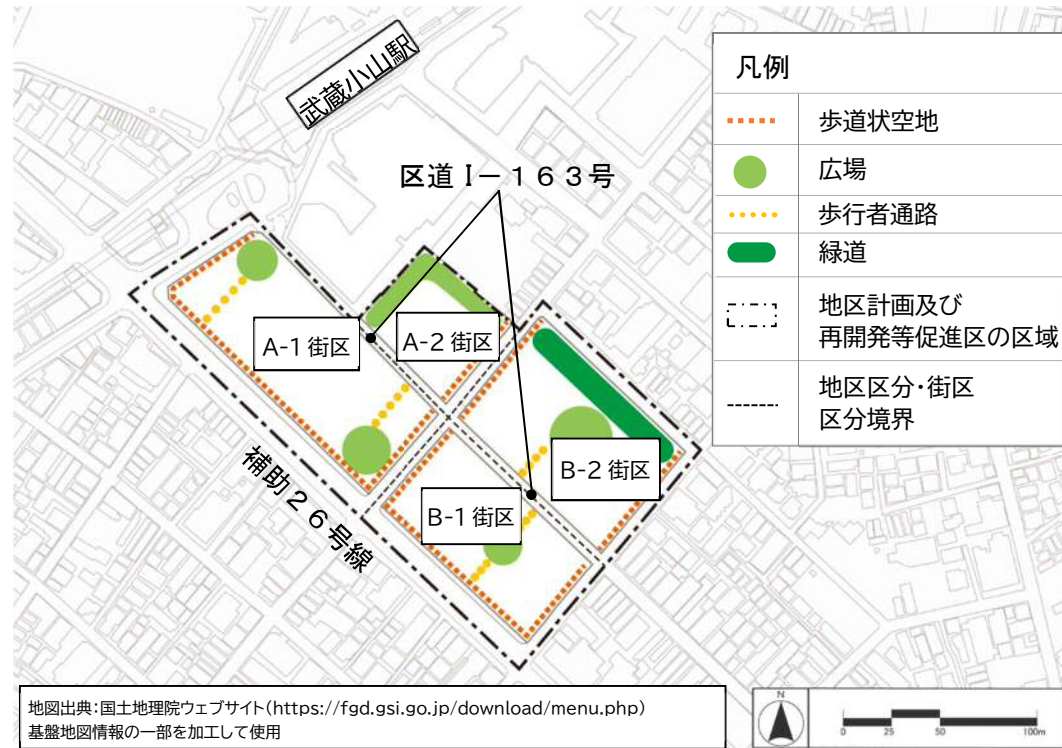
【道路沿いの制限】

図2に示す建築基準法に基づく道路の中心線までの距離は2.5m以上とする。



品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の改正の概要 (武蔵小山賑わい軸地区地区整備計画)

1. 地区の位置



建築物の用途の制限

【全地区】

- 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項(風俗営業)および第5項(性風俗関連特殊営業)に規定する営業の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、地区計画の決定の告示日に使用されている風俗営業店舗は、一定の要件を満たす場合はこの限りではない。
- 工場。ただし、店舗併設の作業場およびアトリエはこの限りでない。
- 区道 I-163号に面する1階部分の用途を住宅、駐車場および駐輪場の出入口としたもの
- B-2街区については(1)~(3)に加えて、建築基準法別表第二(ぬ)項に指定されている建築物
例) 原動機を使用する工場、火薬類などの危険物の貯蔵又は処理に供するもの

壁面の位置の制限

【全地区】

建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、歩行者の回遊性および利便性を高めるために設ける施設等はこの限りではない。

2. 改正内容

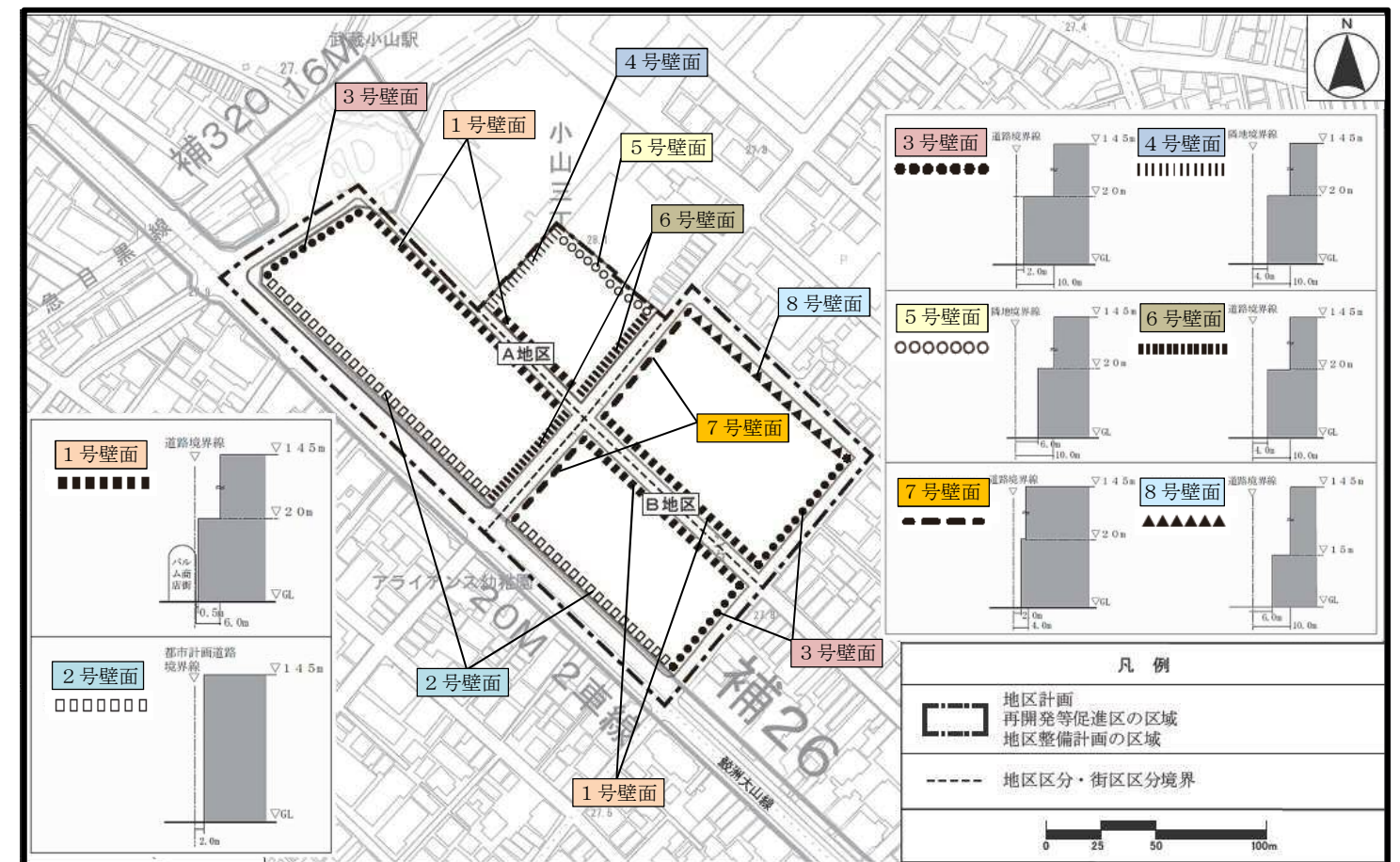
当該地区計画の決定により条例に追加する内容

1. 別表第1関係

地区整備計画等の名称	区域
武蔵小山賑わい軸地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された武蔵小山賑わい軸地区地区計画(令和4年東京都告示第289号)の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

2. 別表第2関係

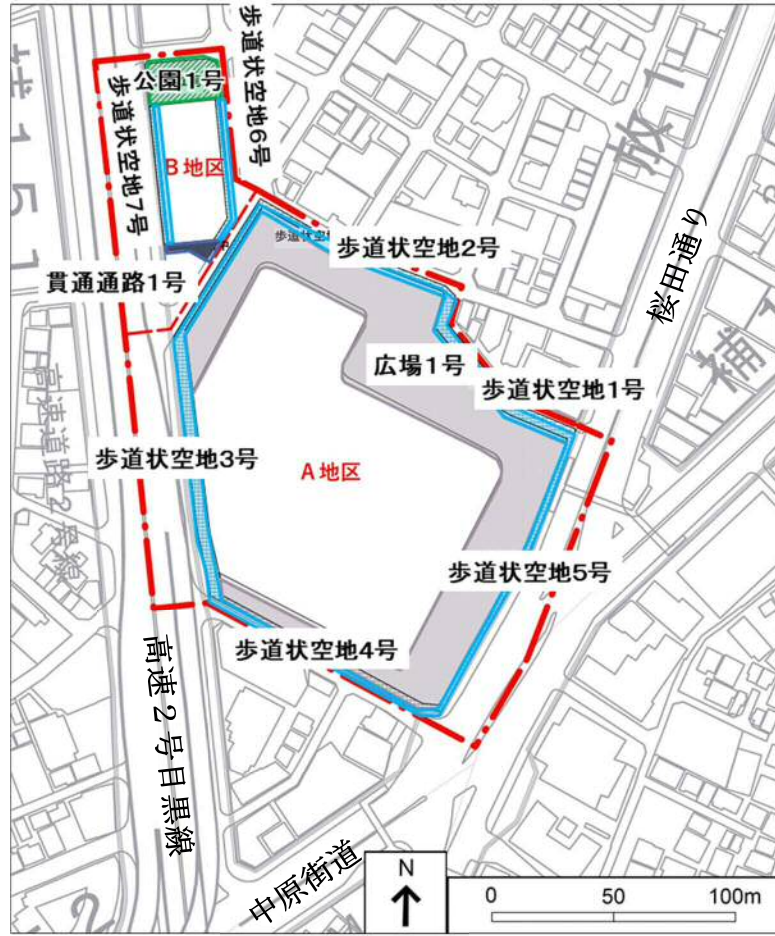
地区整備計画等の名称	計画地区	主な概要	
武蔵小山賑わい軸地区地区整備計画	【新規追加】A-1地区	①建築物の用途の制限	風俗営業等、工場、区道 I-163号に面する1階部分の住宅等
		②建築物の容積率の最高限度	10分の96(960%)
		③建築物の容積率の最低限度	10分の40(400%)
		④建築物の建蔽率の最高限度	10分の8(80%) ※法第53条第3項の規定を適用する場合はこの限りでない
		⑤建築物の建築面積の最低限度	1,000㎡
		⑥建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡
		⑦壁面の位置の制限	計画図に示す位置
		⑧建築物の高さの最高限度	145m
【新規追加】A-2地区	【新規追加】A-2地区	①建築物の用途の制限	風俗営業等、工場、区道 I-163号に面する1階部分の住宅等
		②建築物の容積率の最高限度	10分の24(240%)
		③建築物の容積率の最低限度	10分の20(200%)
		④建築物の建蔽率の最高限度	10分の8(80%) ※法第53条第3項の規定を適用する場合はこの限りでない
		⑤建築物の建築面積の最低限度	1,000㎡
		⑥建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
		⑦壁面の位置の制限	計画図に示す位置
		⑧建築物の高さの最高限度	20m
【新規追加】B-1地区	【新規追加】B-1地区	①建築物の用途の制限	風俗営業等、工場、区道 I-163号に面する1階部分の住宅等
		②建築物の容積率の最高限度	10分の94(940%)
		③建築物の容積率の最低限度	10分の40(400%)
		④建築物の建蔽率の最高限度	10分の8(80%) ※法第53条第3項の規定を適用する場合はこの限りでない
		⑤建築物の建築面積の最低限度	1,000㎡
		⑥建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡
		⑦壁面の位置の制限	計画図に示す位置
		⑧建築物の高さの最高限度	145m
【新規追加】B-2地区	【新規追加】B-2地区	①建築物の用途の制限	風俗営業等、工場、区道 I-163号に面する1階部分の住宅等、原動機を使用する工場
		②建築物の容積率の最高限度	10分の54(540%)
		③建築物の容積率の最低限度	10分の20(200%)
		④建築物の建蔽率の最高限度	10分の6(60%) ※法第53条第3項の規定を適用する場合はこの限りでない
		⑤建築物の建築面積の最低限度	1,000㎡
		⑥建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡
		⑦壁面の位置の制限	計画図に示す位置
		⑧建築物の高さの最高限度	145m



この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる(承認番号)3都市基街都第141号、令和3年7月21日

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の改正の概要 (西五反田七丁目地区地区整備計画)

1. 地区の位置



凡例

地区計画の区域	地区整備計画の区域	
地区施設	公園	
	広場	
	歩道状空地	
	貫通通路	

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用 (承認番号) 3 都市基交第 1 号、令和 3 年 4 月 9 日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図 (道路網図) を使用 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記 (承認番号) 3 都市基街都第 246 号、令和 4 年 1 月 13 日

2. 改正内容

当該地区計画の決定により条例に追加する内容

1. 別表第1関係

地区整備計画等の名称	区域
西五反田七丁目地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西五反田七丁目地区地区計画(令和4年品川区告示第219号)の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

2. 別表第2関係

地区整備計画等の名称	計画地区	主な概要	
西五反田七丁目地区地区整備計画	【新規追加】 A地区	①建築物の用途の制限	店舗型性風俗特殊営業
		②建築物の敷地面積の最低限度	500㎡ ※公益上必要な建築物等はこの限りでない
		③壁面の位置の制限	計画図に示す位置
西五反田七丁目地区地区整備計画	【新規追加】 B地区	①建築物の用途の制限	店舗型性風俗特殊営業
		②壁面の位置の制限	計画図に示す位置

建築物の用途の制限

【全地区】

風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第6項(店舗型性風俗特殊営業)に規定する営業の用に供する建築物は建築してはならない。

建築物の敷地面積の最低限度

【A地区】

500㎡

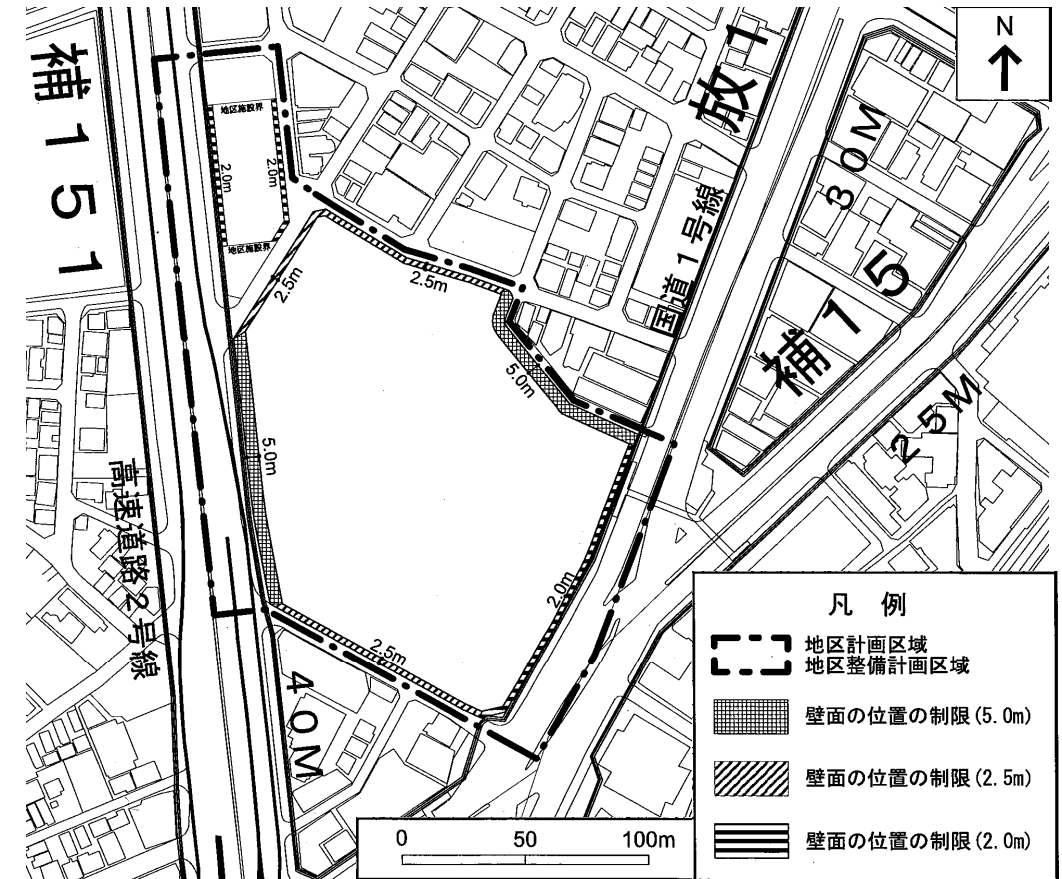
ただし、公益上必要な建築物等については、この限りでない。

壁面の位置の制限

【全地区】

建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。

- 落下物防止のためのひさし、歩行者の快適性・安全性を高めるために設ける上屋、ひさしおよびこれを支える柱、手すりならびにその他これらに類するもの
- 自動車駐車場および自転車駐車場の車路ならびに出入口の上部に設置されるひさしの部分
- 公園施設、巡査派出所等の公益上必要なもの(別途代替となる歩行者空間を確保したものに限り)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用 (承認番号) 3 都市基交第 1 号、令和 3 年 4 月 9 日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図 (道路網図) を使用 ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記 (承認番号) 3 都市基街都第 246 号、令和 4 年 1 月 13 日

品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前																				
<p>第1章 総則 (壁面の位置の制限)</p> <p>第9条 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面（別表第2に特に定めがある場合は、当該建築物に附属する門<u>または</u>塀で高さ2メートルを超えるものの面を含む。次項において同じ。）から道路境界線、道路中心線、敷地境界線または隣地境界線までの距離は、同表に掲げる地区整備計画等地区の区分に応じ、それぞれ同表キの欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、別表第2に掲げる地区整備計画等地区の区分に応じ、それぞれ同表キの欄に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 (壁面の位置の制限)</p> <p>第13条の10 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から計画図（都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。以下同じ。）に示す特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する特定地区防災施設をいう。以下同じ。）の道路中心線までの距離は、3.25メートル以上としなければならない。</p> <p>別表第1（第2条、第2条の2、第13条の2、第13条の9関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地区整備計画等の名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>計画、再開</td> <td>広町地区地区整備</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定に</td> </tr> </tbody> </table>			種別	地区整備計画等の名称	区域	地区整備	(省略)	(省略)	計画、再開	広町地区地区整備	都市計画法第20条第1項の規定に	<p>第1章 総則 (壁面の位置の制限)</p> <p>第9条 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面（別表第2に特に定めがある場合は、当該建築物に附属する門<u>もしくは</u>塀で高さ2メートルを超えるものの面<u>または軒、ひさし、出窓、バルコニー、ベランダ、テラスその他これらに類する建築物の各部分</u>を含む。次項において同じ。）から道路境界線、道路中心線、敷地境界線または隣地境界線までの距離は、同表に掲げる地区整備計画等地区の区分に応じ、それぞれ同表キの欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面は、別表第2に掲げる地区整備計画等地区の区分に応じ、それぞれ同表キの欄に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 (壁面の位置の制限)</p> <p>第13条の10 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面<u>および軒、ひさし、出窓、バルコニー、ベランダ、テラスその他これらに類する建築物の各部分</u>から計画図（都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。以下同じ。）に示す特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第2号に規定する特定地区防災施設をいう。以下同じ。）の道路中心線までの距離は、3.25メートル以上としなければならない。</p> <p>別表第1（第2条、第2条の2、第13条の2、第13条の9関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>地区整備計画等の名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>計画、再開</td> <td>広町地区地区整備</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定に</td> </tr> </tbody> </table>			種別	地区整備計画等の名称	区域	地区整備	(省略)	(省略)	計画、再開	広町地区地区整備	都市計画法第20条第1項の規定に
種別	地区整備計画等の名称	区域																					
地区整備	(省略)	(省略)																					
計画、再開	広町地区地区整備	都市計画法第20条第1項の規定に																					
種別	地区整備計画等の名称	区域																					
地区整備	(省略)	(省略)																					
計画、再開	広町地区地区整備	都市計画法第20条第1項の規定に																					

改正後			改正前		
発地区整備計画および防災街区整備地区整備計画	計画	より告示された広町地区地区計画（令和3年東京都告示第1411号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域	計画	計画	より告示された広町地区地区計画（令和3年東京都告示第1411号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
	<u>東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区整備計画</u>	<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区地区計画（令和4年品川区告示第92号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>			
	<u>武蔵小山賑わい軸地区地区整備計画</u>	<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された武蔵小山賑わい軸地区地区計画（令和4年東京都告示第289号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>			
	<u>西五反田七丁目地区地区整備計画</u>	<u>都市計画法第20条第1項の規定により告示された西五反田七丁目地区地区計画（令和4年品川区告示第219号）の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</u>			
沿道地区整備計画	(省略)	(省略)	沿道地区整備計画	(省略)	(省略)
特定建築物地区整備計画	(省略)	(省略)	特定建築物地区整備計画	(省略)	(省略)

別表第2（第3条—第11条関係）

地区整備計画	地区整備計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	壁面の位	建築物の	垣または

別表第2（第3条—第11条関係）

地区整備計画	地区整備計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	建築物の	壁面の位	建築物の	垣または

改正後											改正前													
等の名称	等地區	用途の制限	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	敷地面積の最低限度	置の制限	高さの最高限度	さくの構造の制限		等の名称	等地區	用途の制限	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	敷地面積の最低限度	置の制限	高さの最高限度	さくの構造の制限		
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		
西大井駅	駅前街区	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		西大井駅	駅前街区	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		
周辺地区整備計画	住宅・商業街区							建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から計画図に示す滝王子通りの道路中心線ま		生垣またはフェンス、鉄さく等透視可能なもの。ただし、フェンス等の基礎で地盤面からの		周辺地区整備計画	住宅・商業街区										建築物の外壁またはこれに代わる柱の面	生垣またはフェンス、鉄さく等透視可能なもの。ただし、フェンス等の基礎で地盤面からの
																							<u>および軒、ひさし、出窓、バルコニー、ベランダ、テラ</u>	

改正後											改正前											
								での 距離 は、5 メー トル 以上 とす る。		高さ が0.6 メー トル 以下 のも のお よび 門柱 にあ って は、こ の限 りで ない。								<u>スそ</u> <u>の他</u> <u>これ</u> <u>らに</u> <u>類す</u> <u>る建</u> <u>築物</u> <u>の各</u> <u>部分</u> から 計画 図に 示す 滝王 子通 りの 道路 中心 線ま での 距離 は、5 メー トル 以上 とす る。		高さ が0.6 メー トル 以下 のも のお よび 門柱 にあ って は、こ の限 りで ない。		
(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省

改正後											改正前										
略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)
武蔵 小山 駅東 地区 地区 整備 計画	A地 区	次の 各号 のい ずれ かに 該当 する 建築 物 (1) 1 階 部 分 を、 駅 施 設、 駐 車 場、 店 舗、 飲 食 店 そ	10分 の65。 ただ し、算 定の 基礎 とな る延 べ面 積に は、都 取扱 基準 Ⅱ3 (1) の用 途に 供す る部 分を 除く こと がで きる。	10分 の40	10分 の7	3,000 平方 メー トル	5,000 平方 メー トル	計画 図に 示す 壁面 の位 置の 数値。 ただ し、道 路と 接続 する 歩行 者用 の通 路、車 路そ の他 これ らに 類す る用 途に 供す る建 築物 等の	145メ ートル		武蔵 小山 駅東 地区 地区 整備 計画	A地 区	次の 各号 のい ずれ かに 該当 する 建築 物 (1) 1 階 部 分 を、 駅 施 設、 駐 車 場、 店 舗、 飲 食 店 そ	10分 の65。 ただ し、算 定の 基礎 とな る延 べ面 積に は、都 取扱 基準 Ⅱ3 (1) の用 途に 供す る部 分を 除く こと がで きる。	10分 の40	10分 の7	3,000 平方 メー トル	5,000 平方 メー トル	計画 図に 示す 壁面 の位 置の 数値。 ただ し、道 路と 接続 する 歩行 者用 の通 路、車 路そ の他 これ らに 類す る用 途に 供す る建 築物 等の	145メ ートル	

改正後								改正前																	
							たは住宅に付帯する管理入室、玄関等の共用部分としての用途を									たは住宅に付帯する管理入室、玄関等の共用部分としての用途を									<u>ケー</u> <u>ドに</u> <u>面す</u> <u>る部</u> <u>分に</u> <u>あっ</u> <u>ては、</u> <u>高さ</u> <u>10メ</u> <u>ートル</u> <u>から</u> <u>13メ</u> <u>ートル</u> <u>まで</u> <u>の範</u> <u>囲内</u> <u>に設</u> <u>置さ</u> <u>れる</u> <u>緑化</u> <u>に資</u> <u>する</u> <u>パー</u> <u>ゴラ</u> <u>等の</u> <u>工作</u> <u>物と</u>

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			除く。)										除く。)										す										る。)										、										歩										行										者										の										安										全										性										を										確										保										す										る										た										め										に										必										要										な										ひ										さ										し										の										部										分										、										給										排										気										施										設										の										部										分										な										ら										び										に										ア										ー										ケ										ー										ド										お										よ										び										ア										ー										ケ										ー										ド										と										連										続						

改正後								改正前													
			店舗、飲食店その他これらに類する用途以外の用途（公益施設、	ことができる。							店舗、飲食店その他これらに類する用途以外の用途（公益施設、	ことができる。									る用途に供する建築物等の部分、 <u>高さ</u> <u>17メ</u> <u>ートルか</u> <u>ら20</u> <u>メー</u> <u>トル</u> <u>までの</u> <u>範囲</u> <u>内に設</u> <u>置さ</u> <u>れる</u> <u>緑化</u> <u>に資</u> <u>する</u> <u>パー</u> <u>ゴラ</u> <u>等の</u> <u>工作</u> <u>物（特</u>

改正後										改正前											
			活 支 援 施 設 ま た は 住 宅 に 付 帯 す る 管 理 人 室 、 玄 関 等 の 共 用 部 分 と																		別 区 道 I - 163 号 沿 い の ア ー ケ ー ド に 面 す る 部 分 に あ っ て は 、 高 さ 10 メ ー ト ル か ら 13 メ ー ト ル ま で の 範 囲 内 に 設 置 さ れ る 緑 化 に 資
			よ び ア ー ケ ー ド と 連 続 す る ひ さ し の 部 分 に つ い て は 、 こ の 限 り で な い。																		
			活 支 援 施 設 ま た は 住 宅 に 付 帯 す る 管 理 人 室 、 玄 関 等 の 共 用 部 分 と																		

改正後											改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			しての用途を除く。)に供する建築物											しての用途を除く。)に供する建築物										する										パー										ゴラ										等の										工作										物と										す										る。)										、										歩行										者の										安全										性を										確保										する										ため										に必										要な										ひさ										しの										部分、										給排										気施										設の										部分										なら										びに										アー										ケー						

改正後												改正前																		
			1 項 第 1 号 から 第 6 号 まで も し く は 第 8 号 また は 第 5 項 に 規 定																				ド お よ び ア ー ケ ー ド と 連 続 す る ひ さ し の 部 分 に つ い て は 、 こ の 限 り で な い。							

改正後										改正前										
			する営業の用に供する建築物																	
	D地区	次の各号のいずれかに該当する建築物(1) 1階部分を、					3,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、道路と接続する歩行者用の通	60メートル									3,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、道路と接続する歩行者用の通	60メートル

改正後								改正前								
							店舗、飲食店その他これらに類する用途以外の用途（公益施設、生									店舗、飲食店その他これらに類する用途以外の用途（公益施設、生
							路、車									路、車
							路その他これらに類する用途に供する建築物等の部分、歩行者の安全性を確保するために必要なひしの部分、給排気施設の									路その他これらに類する用途に供する建築物等の部分、
																<u>高さ</u>
																<u>17メ</u>
																<u>ートルか</u>
																<u>ら20</u>
																<u>メー</u>
																<u>トル</u>
																<u>まで</u>
																<u>の範</u>
																<u>囲内</u>
																<u>に設</u>
																<u>置さ</u>
																<u>れる</u>
																<u>緑化</u>
																<u>に資</u>

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			活										活										する										パー										ゴラ										等の										工作										物、歩										行者										の安										全性										を確										保す										るた										めに										必要										なひ										さし										の部										分、給										排気										施設										の部										分な										らび										にア										ーケ										ード										およ										びア						

改正後											改正前																			
			しての用途を除く。)に供する建築物											しての用途を除く。)に供する建築物										一ケドと連続するひさしの部分については、この限りでない。						
			(2) 3階を超える部分を、法別											(2) 3階を超える部分を、法別																

改正後											改正前										
正前の風営法第2条第1項第1号から第6号までもしくは第8											正前の風営法第2条第1項第1号から第6号までもしくは第8										

改正後										改正前									
			号または第5項に規定する営業の用に供する建築物										号または第5項に規定する営業の用に供する建築物						
	I-3地区	次の各号のいずれかに				640平方メートル	計画図に示す壁面の位	45メートル			I-3地区	次の各号のいずれかに				640平方メートル	計画図に示す壁面の位	45メートル	

改正後										改正前									
			該当する建築物										該当する建築物						
			(1) 特別区道 I - 159 号に面する 1 階部分を、店舗、飲食店そ										(1) 特別区道 I - 159 号に面する 1 階部分を、店舗、飲食店そ						
							置の数值。ただし、道路と接続する歩行者用の通路、車路その他これらに類する用途に供する建築物等の部分、歩行者の安全性を確保										置の数值。ただし、道路と接続する歩行者用の通路、車路その他これらに類する用途に供する建築物等の部分、 <u>高さ 17メートルから 20</u>		

改正後										改正前											
			たは住宅に付帯する管理人室、玄関等の共用部分としての用途を					の限りでない。						たは住宅に付帯する管理人室、玄関等の共用部分としての用途を					排気施設の部分ならびにアークードおよびアークードと連続するひさしの部分については、この限りでない。		

改正後											改正前										
			(2) 項に 掲げ る用 途以 外の 用途 に供 する 建築 物											(2) 項に 掲げ る用 途以 外の 用途 に供 する 建築 物							
			(3) 改正 前の 風営 法											(3) 改正 前の 風営 法							

改正後											改正前										
			第 2 条 第 1 項 第 1 号 から 第 6 号 まで も し く は 第 8 号 また は 第 5											第 2 条 第 1 項 第 1 号 から 第 6 号 まで も し く は 第 8 号 また は 第 5							

改正後											改正前										
			項に規定する営業の用に供する建築物											項に規定する営業の用に供する建築物							
	鉄道 上部 1地区	次の各号のいずれかに該当する建築物(1)	10分の20。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都			3,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、道路と接続	20メートル				鉄道 上部 1地区	次の各号のいずれかに該当する建築物(1)	10分の20。ただし、算定の基礎となる延べ面積には、都			3,000平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、道路と接続	20メートル		

改正後										改正前															
			階 部 分 を、 駅 施 設、 駐 車 場、 店 舗、 飲 食 店 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 用 途 以	取 扱 基 準 Ⅱ 3 (1) の 用 途 に 供 す る 部 分 を 除 く こ と が で き る。				す る 歩 行 者 用 の 通 路、 車 路 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 用 途 に 供 す る 建 築 物 等 の 部 分、 歩 行 者 の 安 全 性 を 確 保 す る た め に 必 要 な ひ さ し の								階 部 分 を、 駅 施 設、 駐 車 場、 店 舗、 飲 食 店 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 用 途 以	取 扱 基 準 Ⅱ 3 (1) の 用 途 に 供 す る 部 分 を 除 く こ と が で き る。					す る 歩 行 者 用 の 通 路、 車 路 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 用 途 に 供 す る 建 築 物 等 の 部 分、 <u>高 さ 17メ ートル か ら20 メー トル ま で の 範 囲 内 に 設</u>			

改正後											改正前																			
			に 供 す る 建 築 物 (2) 改正前の風営法第2条第1項第1号から第6											に 供 す る 建 築 物 (2) 改正前の風営法第2条第1項第1号から第6										一 ケ ー ド お よ び ア ー ケ ー ド と 連 続 す る ひ さ し の 部 分 に つ い て は 、 こ の 限 り で な い。						

改正後

改正前

号までもしくは第8号または第5項に規定する営業の用に供す

号までもしくは第8号または第5項に規定する営業の用に供す

改正後										改正前									
			る建築物									る建築物							
	鉄道 上部 2地 区	次の 各号 のい ずれ かに 該当 する 建築 物 (1) 1階 部分 を、 駅施 設、 駐車 場、 店舗 、飲					500平 方メ ートル	計画 図に 示す 壁面 の位 置の 数値。 ただ し、道 路と 接続 する 歩行 者用 の通 路、車 路そ の他 これ らに 類す る用 途に 供す			鉄道 上部 2地 区	次の 各号 のい ずれ かに 該当 する 建築 物 (1) 1階 部分 を、 駅施 設、 駐車 場、 店舗 、飲					500平 方メ ートル	計画 図に 示す 壁面 の位 置の 数値。 ただ し、道 路と 接続 する 歩行 者用 の通 路、車 路そ の他 これ らに 類す る用 途に 供す	

改正後										改正前									
			食 店 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 用 途 以 外 の 用 途 （ 公 益 施 設 ま た は 生										食 店 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 用 途 以 外 の 用 途 （ 公 益 施 設 ま た は 生						
			る建 築物 等 の 部 分、 歩 行 者 の 安 全 性 を 確 保 す る た め に 必 要 な ひ さ し の 部 分、 給 排 気 施 設 の 部 分 な ら び に アー ケ ド お よ び アー ケ										る建 築物 等 の 部 分、 <u>高さ</u> <u>17メ</u> <u>ートル</u> <u>から20</u> <u>メー</u> <u>トル</u> <u>まで</u> <u>の範</u> <u>囲内</u> <u>に設</u> <u>置さ</u> <u>れる</u> <u>緑化</u> <u>に資</u> <u>する</u> <u>パー</u> <u>ゴラ</u> <u>等の</u> <u>工作</u> <u>物、歩</u> 行者 の安 全性						

改正後										改正前												
			活					ドと										を確				
			支					連続										保す				
			援					する										るた				
			施					ひさ										めに				
			設					しの										必要				
			と					の部										なひ				
			し					分の										さし				
			て					につ										の部				
			の					いて										分、給				
			用					は、こ										排気				
			途					の限										施設				
			を					りで										の部				
			除					ない。										分な				
			く															らび				
			。)に															にア				
			供															ーケ				
			す															ード				
			建															およ				
			築															びア				
			物															ーケ				
			(2)															ード				
			改															と連				
			正															続す				
			前															るひ				
			の															さし				
			風															の部				
																		分につ				

改正後											改正前													
			営 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 か ら 第 6 号 ま で も し く は 第 8 号 ま た は																		て は、 こ の 限 り で な い。			

改正後										改正前													
区、 C1地 区、 C2地 区、 D地 区、 E地 区お よび F地 区	築物 および改 正前の風 営法第2 条第6項 から第9 項までに 規定する 営業の用 に供する 建築物。た だし、C2 地区につ いては、改 正前					にあ って は 5,000 平方 メー トル、 A2地 区に あっ ては 500平 方メ ートル、 C2地 区に あっ ては	ただ し、歩 道状 空地 と有 効に 接続 する 屋上 広場 (歩 行者 デッキ 等 を含 む。)、 屋上 広場 の下 部お よび 屋上 広場 と地 上部 を結 ぶ階 段、エ					区、 C1地 区、 C2地 区、 D地 区、 E地 区お よび F地 区	築物 および改 正前の風 営法第2 条第6項 から第9 項までに 規定する 営業の用 に供する 建築物。た だし、C2 地区につ いては、改 正前					にあ って は 5,000 平方 メー トル、 A2地 区に あっ ては 500平 方メ ートル、 C2地 区に あっ ては	ただ し、歩 道状 空地 と有 効に 接続 する 屋上 広場 (歩 行者 デッキ 等 を含 む。)、 屋上 広場 の下 部お よび 屋上 広場 と地 上部 を結 ぶ階 段、エ				

改正後										改正前																	
			の風 営法 第2 条第 6項 から 第9 項ま でに 規定 する 営業 の用 に供 する 建築 物と する。				1,500 平方 メー トル、 E地 区に あつ ては 3,000 平方 メー トル とす る。	レベ ータ ー、エ スカ レー ター その 他こ れら に類 する もの、 歩行 者の 快適 性お よび 安全 性を 高め るた めに 設け る上 屋、ひ さし、 手すり								の風 営法 第2 条第 6項 から 第9 項ま でに 規定 する 営業 の用 に供 する 建築 物と する。							1,500 平方 メー トル、 E地 区に あつ ては 3,000 平方 メー トル とす る。	レベ ータ ー、エ スカ レー ター その 他こ れら に類 する もの、 歩行 者の 快適 性お よび 安全 性を 高め るた めに 設け る上 屋、ひ さし、 手すり			

改正後										改正前																										
									ゴラ その 他こ れら に類 する もの につ いて は、こ の限 りで ない。																				献す る彫 刻、水 飲み 施設、 ベン チ、パ ーゴ ラそ の他 これ らに 類す るもの につ いては、 この 限り でない。							
旧東 海道 南品 川三 丁目 地区 地区			10分 の30				60平 方メ ートル	計画 図に 示す 壁面 の位 置の 数値	13メ ートル											旧東 海道 南品 川三 丁目 地区 地区				10分 の30						60平 方メ ートル	計画 図に 示す 壁面 の位 置の 数値	13メ ートル				

改正後										改正前																	
整備 計画							(建 築物 の外 壁ま たは これ に代 わる 柱の 面か ら道 路ま での 距離 とす る。)				整備 計画							(建 築物 の外 壁ま たは これ に代 わる 柱の 面か ら道 路ま での 距離 とす る。)									<u>た</u> <u>だ</u> <u>し</u> <u>、</u> <u>歴</u> <u>史的</u> <u>な</u> <u>ま</u> <u>ち</u> <u>並</u> <u>み</u> <u>景</u> <u>観</u> <u>の</u> <u>形</u> <u>成</u> <u>に</u> <u>資</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>ひ</u> <u>さ</u> <u>し</u> <u>そ</u>

改正後											改正前												
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		
滝王子通り地区地区整備計画								建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から計画図に示す滝王子通		生垣または透視可能なフェンス（道路に面する部分に限る。）。ただ	滝王子通り地区地区整備計画										建築物の外壁またはこれに代わる柱の面 <small>および軒、ひさし、出窓、バルコ</small>		生垣または透視可能なフェンス（道路に面する部分に限る。）。ただ

改正後										改正前											
								りの道路中心線までの距離は、5メートル以上とする。	し、垣もしくはさくの基礎または植栽ますで地盤面からの高さが0.6メートル以下のものについては、この限りでない。											<u>ニー、ベランダ、テラスその他これらに類する建築物の各部分</u> から計画図に示す滝王子通りの道路中心線までの距離は、5メートル	し、垣もしくはさくの基礎または植栽ますで地盤面からの高さが0.6メートル以下のものについては、この限りでない。

改正後											改正前										
広町一丁目周辺地区地区整備計画	A地区	研究所（製品開発、技術開発等のための研究を行う施設をいう。）、法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物および					500平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値（建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離とする。）	50メートル		広町一丁目周辺地区地区整備計画	A地区	研究所（製品開発、技術開発等のための研究を行う施設をいう。）、法別表第2（い）項第9号に掲げる建築物および					500平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値（建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離とする。）	50メートル（ <u>令第2条第1項第6号に定める高さとする。</u> ）	

改正後											改正前													
	区	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)			区	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)			
	C地	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省			C地	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省	(省		
	区	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)			区	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)	略)		
目黒駅前地区地区整備計画	A地区	次の各号のいずれかに該当する建築物(1) 1階部分を、店舗、飲食店、診療所、事務					500平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の快適性および安全性を高めるために設ける上屋、ひさしおよびこれ				目黒駅前地区地区整備計画	A地区	次の各号のいずれかに該当する建築物(1) 1階部分を、店舗、飲食店、診療所、事務							500平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の快適性および安全性を高めるために設ける上屋、ひさしおよびこれ		

改正後											改正前										
			物 (2)改正前の風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する											物 (2)改正前の風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する							

改正後												改正前											
			建築物 (3) 勝馬投票券発売所および場外車券売場												建築物 (3) 勝馬投票券発売所および場外車券売場								
	B地区	法別表第2(イ)項第7号なら					500平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。					B地区	法別表第2(イ)項第7号なら					500平方メートル	計画図に示す壁面の位置の数値。			

改正後											改正前											
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
戸越・豊町地区地区整備計画	A地区、B地区およびC地区						60平方メートル。ただし、公共施設（地区施設を含む。以下この項において同じ。）の整	計画図3に示す壁面の制限を定める部分については、建築物の外壁またはこ		生垣、透視可能なフェンスまたは採光および通風に配慮した軽量のフェンス（道路（地	戸越・豊町地区地区整備計画	A地区、B地区およびC地区								るものについては、この限りでない。		生垣、透視可能なフェンスまたは採光および通風に配慮した軽量のフェンス（道路（地

改正後										改正前									
							備等	れに	区施								備等	れに	区施
							によ	代わ	設を								によ	代わ	設を
							り60	る柱	含む。								り60	る柱	含む。
							平方	の面	以下								平方	の面	以下
							メー	から	この								メー	から	この
							トル	道路	項に								トル	道路	項に
							未満	中心	おい								未満	中心	おい
							とな	線ま	て同								とな	線ま	て同
							った	での	じ。)								った	での	じ。)
							土地	距離	に面								土地	距離	に面
							およ	は、3	する								およ	は、3	する
							び公	メー	部分								び公	メー	部分
							共施	トル	に限								共施	トル	に限
							設の	以上	る。)								設の	以上	る。)
							整備	とす	ただ								整備	とす	ただ
							等に	る。	し、道								等に	る。	し、道
							伴い		路面								伴い		路面
							代替		から								代替		から
							地と		の高								地と		の高
							して		さが								して		さが
							譲渡		0.6メ								譲渡		0.6メ
							され		ート								され		ート
							た60		ル以								た60		ル以
							平方		下の								平方		下の
							メー		ブロ								メー		ブロ
							トル		ック								トル		ック
							未満		塀そ								未満		塀そ
							の土		他の								の土		他の

改正後											改正前										
										ロ ッ ク 塀 そ の 他 こ れ に 類 す る も の に あ っ て は 、 こ の 限 り で な い。											ロ ッ ク 塀 そ の 他 こ れ に 類 す る も の に あ っ て は 、 こ の 限 り で な い。
	D地 区	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)		D地 区	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)
<u>東中</u>	<u>(い</u>						<u>60</u>	<u>建築</u>		<u>生垣、</u>											
<u>延</u>	<u>)地</u>						<u>平方</u>	<u>物の</u>		<u>透視</u>											
<u>一・</u>	<u>区</u>						<u>メー</u>	<u>外壁</u>		<u>可能</u>											
<u>二丁</u>							<u>トル。</u>	<u>また</u>		<u>なフ</u>											
<u>目、</u>							<u>ただ</u>	<u>はこ</u>		<u>エン</u>											
<u>中延</u>							<u>し、公</u>	<u>れに</u>		<u>スマ</u>											
<u>二・</u>							<u>共施</u>	<u>代わ</u>		<u>たは</u>											
<u>三丁</u>							<u>設(地</u>	<u>る柱</u>		<u>採光</u>											
<u>目地</u>							<u>区施</u>	<u>の面</u>		<u>およ</u>											
<u>区地</u>							<u>設を</u>	<u>から</u>		<u>び通</u>											

改正後										改正前										
区整 備計 画						含む。 以下 この 項に おい て同 じ。)	隣地 境界 線ま での 真北 方向 の距 離は 0.5 メー トル 以上 とす る。	風に 配慮 した 軽量 なフ ェン ス(道 路に 面す る部 分に 限 る。) ただ し、道 路面 から の高 さが 0.6 メー トル 以下 のブ ロッ ク塀 その 他こ												

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
							に伴			ロッ																		い代			ク塀																		替地			その																		とし			他こ																		て譲			れに																		渡さ			類す																		れた			るも																		60			の、道																		平方			路に																		メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー										
							い代			ク塀																		替地			その																		とし			他こ																		て譲			れに																		渡さ			類す																		れた			るも																		60			の、道																		平方			路に																		メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																															
							替地			その																		とし			他こ																		て譲			れに																		渡さ			類す																		れた			るも																		60			の、道																		平方			路に																		メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																				
							とし			他こ																		て譲			れに																		渡さ			類す																		れた			るも																		60			の、道																		平方			路に																		メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																									
							て譲			れに																		渡さ			類す																		れた			るも																		60			の、道																		平方			路に																		メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																														
							渡さ			類す																		れた			るも																		60			の、道																		平方			路に																		メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																			
							れた			るも																		60			の、道																		平方			路に																		メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																								
							60			の、道																		平方			路に																		メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																													
							平方			路に																		メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																		
							メー			面す																		トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																							
							トル			る門																		未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																												
							未満			柱ま																		の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																	
							の土			たは																		地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																						
							地に			門柱																		つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																											
							つい			に接																		ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							ては、			続す																		この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
							この			る長																		限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							限り			さが																		でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
							でな			1. 2																		い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
							い。			メー																					トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
										トル																					以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
										以下																					であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
										であ																					って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
										って、																					かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
										かつ、																					高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
										高さ																					が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
										が2																					メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
										メー																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

改正後											改正前										
											トル										
											以下										
											のブ										
											ロック										
											堀										
											その										
											他こ										
											れに										
											類す										
											るも										
											のお										
											よび										
											法令										
											等の										
											制限										
											上や										
											むを										
											得な										
											いも										
											のに										
											あつ										
											ては、										
											この										
											限り										
											でな										
											い。										
											(は										
)地										
											60	建築	(1)	生垣、							
											平方	物の	16	透視							

改正後								改正前																
							ル、地 前8 かつ、 盤面 時か 高さ から ら午 が2 の高 後4 メー さが 時ま トル 1 2. での 以下 5メ 間に のブ ート おけ ロッ ルを る平 ク堀 超え 均地 その る範 盤面 他こ 囲に から れに つい の高 類す ては さ(当 るも 2.5 該建 のお メー 築物 よび トル が周 法令 以上 囲の 等の とす 地面 制限 る。 と接 上や する むを 位置 得な の平 いも 均の のに 高さ あっ にお ては、 ける この 水平 限り																	

改正後										改正前										
										面か	でな									
										らの	い。									
										高さ										
										をい										
										う。)										
										が										
										(は)										
										地区										
										にあ										
										って										
										は6.										
										5メ										
										ート										
										ルの										
										水平										
										面、										
										(に)										
										地区										
										およ										
										び										
										(ほ)										
										地区										
										にあ										
										って										
										は4										
										メー										
										トル										
										の水										

改正後										改正前																			
										平面																			
										に、敷																			
										地境																			
										界線																			
										から																			
										の水																			
										平距																			
										離が																			
										5メ																			
										ート																			
										ルを																			
										超え																			
										10																			
										メー																			
										トル																			
										以内																			
										の範																			
										囲に																			
										おい																			
										て、																			
										(は)																			
										地区																			
										にあ																			
										って																			
										は5																			
										時間																			
										以上、																			
										(に)																			

改正後										改正前																				
										<u>(は)</u>																				
										<u>地区</u>																				
										<u>にあ</u>																				
										<u>って</u>																				
										<u>は3</u>																				
										<u>時間</u>																				
										<u>以上、</u>																				
										<u>(に)</u>																				
										<u>地区</u>																				
										<u>にあ</u>																				
										<u>って</u>																				
										<u>は2.</u>																				
										<u>5時</u>																				
										<u>間以</u>																				
										<u>上、</u>																				
										<u>(ほ)</u>																				
										<u>地区</u>																				
										<u>にあ</u>																				
										<u>って</u>																				
										<u>は2</u>																				
										<u>時間</u>																				
										<u>以上、</u>																				
										<u>それ</u>																				
										<u>ぞれ</u>																				
										<u>日影</u>																				
										<u>とな</u>																				
										<u>る部</u>																				
										<u>分を</u>																				

改正後										改正前											
									<u>みなして、アの規定を適用する。ウ建築物の敷地が道路等に接する場合、建築物の敷地とこれに接する隣地との高低差が著しい</u>												

改正後										改正前															
								場合																	
								その																	
								他に																	
								これら																	
								に類																	
								する																	
								特別																	
								の事																	
								情が																	
								ある																	
								場合																	
								にお																	
								ける																	
								アの																	
								規定																	
								の適																	
								用の																	
								緩和																	
								に関																	
								する																	
								措置																	
								は、令																	
								第1																	
								35																	
								条の																	
								12																	
								の規																	
								定に																	

改正後							改正前															
						ル未 満と なっ た土 地お よび 公共 施設 の整 備等 に伴 い代 替地 とし て譲 渡さ れた 60 平方 メー トル 未満 の土 地に つい ては、 この 限り	離は 2.5 メー トル 以上 とし、 隣地 境界 線ま での 真北 方向 の距 離は、 地盤 面か らの 高さ が6. 5メ ー トル ま での 範囲 につ いて は0. 5メ	0平 方メ ー トル 以 上の 敷地 にお いて は1 9メ ー トル と す。 (2) 高さ が1 0メ ー トル を 超え る建 築物 は、次 のと おり とす る。 ア	し、道 路面 から の高 さが 0.6 メー トル 以下 のブ ロッ ク塀 その 他こ れに 類す るも の、道 路に 面す る門 柱ま たは 門柱 に接 続す る長 さが													

改正後										改正前									
								の平	いも										
								均の	のに										
								高さ	あつ										
								にお	ては、										
								ける	この										
								水平	限り										
								面か	でな										
								らの	い。										
								高さ											
								をい											
								う。)											
								が											
								(は)											
								地区											
								にあ											
								って											
								は6.											
								5メ											
								ート											
								ルの											
								水平											
								面、											
								(に)											
								地区											
								およ											
								び											
								(ほ)											
								地区											

改正後										改正前																		
										に	あ																	
										っ	て																	
										は	4																	
										メ	ー																	
										ト	ル																	
										の	水																	
										平	面																	
										に、	敷																	
										地	境																	
										界	線																	
										か	ら																	
										の	水																	
										平	距																	
										離	が																	
										5	メ																	
										ー	ト																	
										ル	を																	
										超	え																	
										1	0																	
										メ	ー																	
										ト	ル																	
										以	内																	
										の	範																	
										囲	に																	
										お	い																	
										て、																		
										(は)																
										地	区																	

改正後										改正前																				
										に	あ																			
										っ	て																			
										は	5																			
										時	間																			
										以	上、																			
										(に)																		
										地	区																			
										に	あ																			
										っ	て																			
										は	4																			
										時	間																			
										以	上、																			
										(ほ)																		
										地	区																			
										に	あ																			
										っ	て																			
										は	3																			
										時	間																			
										以	上、																			
										敷	地																			
										境	界																			
										線	か																			
										ら	の																			
										水	平																			
										距	離																			
										が	1																			
										0	メ																			
										ー	ト																			

改正後											改正前																					
											らの																					
											建築																					
											物を																					
											一の																					
											建築																					
											物と																					
											みな																					
											して、																					
											アの																					
											規定																					
											を適																					
											用す																					
											る。																					
											ウ																					
											建築																					
											物の																					
											敷地																					
											が道																					
											路等																					
											に接																					
											する																					
											場合、																					
											建築																					
											物の																					
											敷地																					
											とこ																					
											れに																					
											接す																					

改正後										改正前															
									<u>第1</u> <u>35</u> <u>条の</u> <u>12</u> <u>の規</u> <u>定に</u> <u>よる</u> <u>もの</u> <u>とす</u> <u>る。</u>																
<u>武蔵</u> <u>小山</u> <u>賑わ</u> <u>い軸</u> <u>地区</u> <u>地区</u> <u>整備</u> <u>計画</u>	<u>A-</u> <u>1街</u> <u>区</u>	<u>次の</u> <u>各号</u> <u>のい</u> <u>ずれ</u> <u>かに</u> <u>該当</u> <u>する</u> <u>建築</u> <u>物</u> <u>(1)</u> <u>風当</u> <u>法第</u> <u>2条</u> <u>第1</u> <u>項お</u> <u>よび</u> <u>第5</u> <u>項に</u>	<u>10</u> <u>分の</u> <u>96。</u> <u>ただ</u> <u>し、算</u> <u>定の</u> <u>基礎</u> <u>とな</u> <u>る延</u> <u>べ面</u> <u>積に</u> <u>は、都</u> <u>取扱</u> <u>基準</u> <u>II 3</u> <u>(1)の</u> <u>用途</u> <u>に供</u>	<u>10</u> <u>分の</u> <u>40</u>	<u>10</u> <u>分の</u> <u>8。た</u> <u>だし、</u> <u>法第</u> <u>53</u> <u>条第</u> <u>3項</u> <u>の規</u> <u>定を</u> <u>適用</u> <u>する</u> <u>場合</u> <u>は、こ</u> <u>の限</u> <u>りで</u> <u>ない。</u>	<u>1, 0</u> <u>平方</u> <u>メー</u> <u>トル</u>	<u>5, 0</u> <u>平方</u> <u>メー</u> <u>トル</u>	<u>計画</u> <u>図に</u> <u>示す</u> <u>壁面</u> <u>の位</u> <u>置の</u> <u>数值。</u> <u>ただ</u> <u>し、歩</u> <u>行者</u> <u>の回</u> <u>遊性</u> <u>およ</u> <u>び利</u> <u>便性</u> <u>を高</u> <u>める</u> <u>ため</u>	<u>14</u> <u>5メ</u> <u>ート</u> <u>ル</u>																

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			<u>おい</u>					<u>びに</u>																<u>て現</u>					<u>歩行</u>																<u>に使用</u>					<u>者の</u>																<u>されて</u>					<u>快適</u>																<u>ている</u>					<u>性お</u>																<u>よび</u>					<u>安全</u>																<u>風当</u>					<u>性を</u>																<u>法第</u>					<u>高め</u>																<u>2条</u>					<u>るた</u>																<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																	
			<u>て現</u>					<u>歩行</u>																<u>に使用</u>					<u>者の</u>																<u>されて</u>					<u>快適</u>																<u>ている</u>					<u>性お</u>																<u>よび</u>					<u>安全</u>																<u>風当</u>					<u>性を</u>																<u>法第</u>					<u>高め</u>																<u>2条</u>					<u>るた</u>																<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																						
			<u>に使用</u>					<u>者の</u>																<u>されて</u>					<u>快適</u>																<u>ている</u>					<u>性お</u>																<u>よび</u>					<u>安全</u>																<u>風当</u>					<u>性を</u>																<u>法第</u>					<u>高め</u>																<u>2条</u>					<u>るた</u>																<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																											
			<u>されて</u>					<u>快適</u>																<u>ている</u>					<u>性お</u>																<u>よび</u>					<u>安全</u>																<u>風当</u>					<u>性を</u>																<u>法第</u>					<u>高め</u>																<u>2条</u>					<u>るた</u>																<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																
			<u>ている</u>					<u>性お</u>																<u>よび</u>					<u>安全</u>																<u>風当</u>					<u>性を</u>																<u>法第</u>					<u>高め</u>																<u>2条</u>					<u>るた</u>																<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																					
			<u>よび</u>					<u>安全</u>																<u>風当</u>					<u>性を</u>																<u>法第</u>					<u>高め</u>																<u>2条</u>					<u>るた</u>																<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																										
			<u>風当</u>					<u>性を</u>																<u>法第</u>					<u>高め</u>																<u>2条</u>					<u>るた</u>																<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																															
			<u>法第</u>					<u>高め</u>																<u>2条</u>					<u>るた</u>																<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																				
			<u>2条</u>					<u>るた</u>																<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																									
			<u>第1</u>					<u>めに</u>																<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																														
			<u>項の</u>					<u>設け</u>																<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																			
			<u>規定</u>					<u>るひ</u>																<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																								
			<u>に該</u>					<u>さし</u>																<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																													
			<u>当す</u>					<u>その</u>																<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			<u>る建</u>					<u>他こ</u>																<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			<u>築物</u>					<u>れら</u>																<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			<u>の部</u>					<u>に類</u>																<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			<u>分(以</u>					<u>する</u>																<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			<u>下こ</u>					<u>もの</u>																<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			<u>の項</u>					<u>につ</u>																<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<u>にお</u>					<u>いて</u>																<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			<u>いて</u>					<u>は、こ</u>																<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			<u>「既</u>					<u>の限</u>																<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			<u>存建</u>					<u>りで</u>																<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			<u>築物</u>					<u>ない。</u>																<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			<u>とい</u>																					<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			<u>う。)</u>																					<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			<u>を、都</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

改正後										改正前										
			特別 区道 I- 16 3号 に面 する 1階 部分 の用 途を 住宅、 駐車 場お よび 駐輪 場の 出入 口と した もの																	
A- 2街 区	次の 各号 のい ずれ かに 該当 する	10 分の 24。	10 分の 20	10 分の 8。た だし、 法第 53 条第	1,0 00 平方 メー トル	3,0 00 平方 メー トル	計画 図に 示す 壁面 の位 置の 数値。	20 メー トル												

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			<u>める</u>					<u>置さ</u>																<u>告示</u>					<u>れる</u>																<u>(令</u>					<u>屋根、</u>																<u>和4</u>					<u>柱、壁</u>																<u>年東</u>					<u>その</u>																<u>京都</u>					<u>他こ</u>																<u>告示</u>					<u>れら</u>																<u>第2</u>					<u>に類</u>																<u>89</u>					<u>する</u>																<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>												
			<u>告示</u>					<u>れる</u>																<u>(令</u>					<u>屋根、</u>																<u>和4</u>					<u>柱、壁</u>																<u>年東</u>					<u>その</u>																<u>京都</u>					<u>他こ</u>																<u>告示</u>					<u>れら</u>																<u>第2</u>					<u>に類</u>																<u>89</u>					<u>する</u>																<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																	
			<u>(令</u>					<u>屋根、</u>																<u>和4</u>					<u>柱、壁</u>																<u>年東</u>					<u>その</u>																<u>京都</u>					<u>他こ</u>																<u>告示</u>					<u>れら</u>																<u>第2</u>					<u>に類</u>																<u>89</u>					<u>する</u>																<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																						
			<u>和4</u>					<u>柱、壁</u>																<u>年東</u>					<u>その</u>																<u>京都</u>					<u>他こ</u>																<u>告示</u>					<u>れら</u>																<u>第2</u>					<u>に類</u>																<u>89</u>					<u>する</u>																<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																											
			<u>年東</u>					<u>その</u>																<u>京都</u>					<u>他こ</u>																<u>告示</u>					<u>れら</u>																<u>第2</u>					<u>に類</u>																<u>89</u>					<u>する</u>																<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																
			<u>京都</u>					<u>他こ</u>																<u>告示</u>					<u>れら</u>																<u>第2</u>					<u>に類</u>																<u>89</u>					<u>する</u>																<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																					
			<u>告示</u>					<u>れら</u>																<u>第2</u>					<u>に類</u>																<u>89</u>					<u>する</u>																<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																										
			<u>第2</u>					<u>に類</u>																<u>89</u>					<u>する</u>																<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																															
			<u>89</u>					<u>する</u>																<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																				
			<u>号)の</u>					<u>もの、</u>																<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																									
			<u>日に</u>					<u>歩行</u>																<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																														
			<u>おい</u>					<u>者の</u>																<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
			<u>て現</u>					<u>快適</u>																<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																								
			<u>に使</u>					<u>性お</u>																<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			<u>用さ</u>					<u>よび</u>																<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			<u>れて</u>					<u>安全</u>																<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			<u>いる</u>					<u>性を</u>																<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			<u>風営</u>					<u>高め</u>																<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			<u>法第</u>					<u>るた</u>																<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			<u>2条</u>					<u>めに</u>																<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			<u>第1</u>					<u>設け</u>																<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			<u>項の</u>					<u>るひ</u>																<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			<u>規定</u>					<u>さし</u>																<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			<u>に該</u>					<u>その</u>																<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			<u>当す</u>					<u>他こ</u>																<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			<u>る建</u>					<u>れら</u>																<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			<u>築物</u>					<u>に類</u>																<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			<u>の部</u>					<u>する</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

改正後										改正前										
			出入 口と した もの																	
B-1 街区	次の 各号 のい ずれ かに 該当 する 建築 物 (1) 風営 法第 2条 第1 項お よび 第5 項に 規定 する 営業 の用 に供 する	10 分の 94。 ただ し、算 定の 基礎 とな る延 べ面 積に は、都 取扱 基準 II 3 (1)の 用途 に供 する 部分 を除 くこ とが でき	10 分の 40	10 分の 8。た だし、 法第 53 条第 3項 の規 定を 適用 する 場合 は、こ の限 りで ない。	1,0 00 平方 メー トル	5,0 00 平方 メー トル	計画 図に 示す 壁面 の位 置の 数値。 ただ し、歩 行者 の回 遊性 およ び利 便性 を高 める ため に設 ける アー ケー ド、歩 行者	14 5メ ートル												

改正後											改正前										
			換																		
			さ																		
			れ																		
			た																		
			敷																		
			地																		
			に																		
			お																		
			い																		
			て																		
			、																		
			風																		
			営																		
			法																		
			第																		
			2																		
			条																		
			第																		
			1																		
			項																		
			に																		
			掲																		
			げ																		
			る																		
			営																		
			業																		
			の																		
			用																		
			に																		
			継																		
			続																		
			し																		
			て																		
			供																		
			す																		
			る																		
			場																		
			合																		
			で																		
			あ																		
			っ																		
			て																		
			、																		
			既																		
			存																		
			建																		
			築																		
			物																		
			の																		
			床																		
			面																		
			積																		
			を																		
			超																		
			え																		
			な																		
			い																		
			と																		

改正後											改正前										
			きは、																		
			適用																		
			しない。																		
			(2)																		
			工場。																		
			ただし、店																		
			舗併																		
			設の																		
			作業																		
			場お																		
			よび																		
			アト																		
			リエ																		
			につ																		
			いて																		
			は、こ																		
			の限																		
			りで																		
			ない。																		
			(3)																		
			特別																		
			区道																		
			I-																		
			16																		
			3号																		
			に面																		

改正後										改正前										
			する 1階 部分 の用 途を 住宅、 駐車 場お よび 駐輪 場の 出入 口と した もの																	
B- 2街 区	次の 各号 のい ずれ かに 該当 する 建築 物 (1) 風営 法第 2条	10 分の 54。	10 分の 20	10 分の 6。た だし、 法第 53 条第 3項 の規 定を 適用 する 場合	1,0 00 平方 メー トル	5,0 00 平方 メー トル	計画 図に 示す 壁面 の位 置の 数値。 ただ し、歩 行者 の回 遊性 およ	14 5メ ートル												

改正後											改正前												
			る場 合で あつ て、既 存建 築物 の床 面積 を超 えな いと きは、 適用 しな い。 (2) 工場。 ただ し、店 舗併 設の 作業 場お よび アト リエ につ いて																				

改正後										改正前									
			は、こ																
			の限																
			りで																
			ない。																
			(3)																
			特別																
			区道																
			I-																
			16																
			3号																
			に面																
			する																
			1階																
			部分																
			の用																
			途を																
			住宅、																
			駐車																
			場お																
			よび																
			駐輪																
			場の																
			出入																
			口と																
			した																
			もの																
			(4)																
			法別																

改正後											改正前										
			表第 2 (ぬ) 項に 掲げ る建 築物																		
西五 反田 七丁 目地 区地 区整 備計 画	A地 区	風営 法第 2条 第6 項に 規定 する 営業 の用 に供 する 建築 物					50 平方 メートル ただし、 公益上 必要な 建築物 等につ いては、 この限 りでは ない。	計画 図に 示す 壁面の 位置の 数値。 ただし、 落下物 防止の ための ひさし および これを 支える 柱その他													

